

# 企業統治改革及び会計・開示制度を巡る最近の動向

金融庁総務企画局企業開示課長 たはら やすまさ  
田原 泰雅

本年10月、金融庁は、金融行政が何をめざすかを明確にするとともに、その実現に向けて本事務年度においていかなる方針で金融行政を行っていくかを、「金融行政方針」として公表しました。本稿では、「金融行政方針」に掲げられた取組みのうち、企業統治改革及び会計・開示制度に係る取組みについて、その経緯を含めて紹介します。

## 1. 企業統治改革

スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの導入や、「スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（以下「フォローアップ会議」という。）による取締役会のあり方に関する意見書の公表（本年2月）等によって、コーポレートガバナンス改革の枠組みが整ってきています。今後は、この改革を「形式」から「実質」へと深化させていくことが最優先課題です。

そのためには、機関投資家（運用機関及び年金基金等のアセットオーナー）が、企業の実情や取り巻く環境を踏まえながら、その持続的な成長に向けて、経営戦略を含む諸課題について、深度ある「建設的な対話」を行っていくことが必要となります。「フォローアップ会議」においては、本年2月以降、「企業と機関投資家の間の建設的な対話」について議論を行い、11月、「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」についての意見書を取りまとめました。意見書においては、企業の持続的成長に向けた「建設的な対話」の充実のため、

- －運用機関とその系列親会社等との関係から生じうる利益相反の管理や運用機関のガバナンスの強化
- －透明性を向上させるための、運用機関等による議決権行使結果の開示の充実
- －パッシブ運用における積極的なエンゲージメントの促進
- －運用機関のスチュワードシップ・コード実施状況の自己評価・公表
- －年金基金等の資産保有者（アセットオーナー）による運用機関の実効的なスチュワードシップ活動に向けた働きかけ・モニタリングの実施

等の取組みを進めることが提言されています。

上記意見書においては、こうした提言を踏まえ、スチュワードシップ・コードの見直しを期待するとされており、今後、コードの見直しに向けて必要な検討を進めていきます。

## II. 会計・開示制度

### 1. 「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言を踏まえた取組状況

本年3月の「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言を踏まえ、以下の取組みを進めています。

- ① 大規模な監査法人における組織的な運営を確保するとともに、監査法人の経営陣によるマネジメント改革の取組みをサポートする観点から、監査法人のガバナンス・コードを策定すべく、本年7月、「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」を設置しました。11月には、本検討会において、これまでの議論を踏まえた「原則に盛り込まれるべき事項（案）」の整理が示され、現在、その内容について審議いただいています。
- ② 監査法人のローテーション制度については、諸外国の最近の動向も踏まえつつ、我が国における監査法人のローテーション制度の導入に伴うメリット・デメリット等について、調査・分析を行っているところです。
- ③ 企業やその株主が監査法人やその会計監査の品質を適正に評価するためには、会計監査に関する情報提供を充実させることが必要です。このため、監査法人の業務運営や会計監査に関する透明性を向上させるための方策について、監査報告書の透明化（長文化）も含めて検討しています。

### 2. 「ディスクロージャーワーキング・グループ」の提言を踏まえた取組状況

本年4月に公表された金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告では、企業と投資家との建設的な対話を促進していく観点から、決算短信、事業報告等、有価証券報告書の開示内容の見直しが提言されました。本報告の中で、現在、決算短信の記載内容とされている「経営方針」について、有価証券報告書において開示すべきことが提言されたことを踏まえ、有価証券報告書の記載内容に「経営方針」を加えるため「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案を11月に公表しました。当該改正については、平成29年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用する予定です。なお、決算短信・四半期決算短信に係る見直しについては、東京証券取引所において、「決算短信・四半期決算短信の様式に関する自由度の向上について」として、11月にパブリック・コメントが行われました。パブリック・コメントに寄せられた意見を踏まえて更に検討が進められ、平成29年3月31日以後に終了する事業年度に係る決算短信・四半期決算短信から新たなルールが適用される予定です。

このほか、本報告では、事業報告等と有価証券報告書の開示内容の共通化や、株主総会日程の柔軟化を容易にするための開示の見直し等も提言されており、これらも含めて、現在、金融庁を含む関係者において、その実現に向けた作業が進められています。

また、企業による公平・公正な情報提供を求めるフェア・ディスクロージャー・ルールについても、本報告においては、その導入に向けて検討することが提言されました。現在、金融審議会に専門のタスクフォースが設置され、ルール導入に向けた具体的な検討が行われています。

### 3. 会計基準の品質向上に向けた取組状況

国際会計基準（IFRS）の任意適用企業は、本年11月末時点で129社となっています。引き続き

関係者と連携し、IFRS 任意適用企業の拡大に努めるとともに、各監査法人における IFRS に基づく会計監査の実務を担える人材育成等の取組みの促進や、国際的な会計実務に精通した人材のプールの構築などの国際的な会計人材の育成に向けた取組みを行っていきます。